

徳島県規則第七十号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第一条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第二号中「百分の百二」を「百分の百四・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三号中「百分の九十三・五」を「百分の九十六」に改める。

第二十五条の表第八条第一項第一号の項中「平均一箇月当たりの通勤所要回数」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、同表第八条第一項第二号の項中「平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第二条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第十五条の五第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第二号中「百分の百四・五」を「百分の百三・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第三号中「百分の九十六」を「百分の九十四・七五」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の在宅勤務等に係る報酬）

第十七条の二 条例第十三条の二の規定による報酬の支給日は、第二十九条第二項の規定の例による。

2 条例及び前項に定めるもののほか、条例第十三条の二の規定による報酬の支給については、常勤職員に対する在宅勤務等手当の支給の例による。

第二十四条中「同号中「」を「同号中「（第八条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び」に、「いう。」のうち、「を「いう。」（「に、「あつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」を「限る。」）に、「額」を「額（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）第十三条の二の規定により常勤職員に対する在宅勤務等手当の支給の例により当該在宅勤務等手当の額に相当する額を報酬として支給されるパートタイム会計年度任用職員）」に改める。

第二十五条の表第八条第一項第一号の項中「交替制勤務に」を「一般職員給与条例第八条の三第一項、学校職員給与条例第十一条の三第一項又は警察職員給与条例第十三条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に」に改め、同表第八条第一項第二号の項中「をいう」を「（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）第十三条の二の規定により常勤職員に対する在宅勤務等手当の支給の例により当該在宅勤務等手当の額に相当する額を報酬として支給される場合にあつては、知事が別に定める方法により決定した回数分）をいう」に

改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「会計年度任用職員給与規則」という。）第十五条の五の改正規定に限る。）による改正後の会計年度任用職員給与規則の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 第一条の規定による改正後の会計年度任用職員給与規則の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の会計年度任用職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の会計年度任用職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。